

在宅の寝たきり老人等の介護者に手当を支給します!

町では毎年九月、在宅の寝たきり老人又は、重度心身障害者(児)に、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護に当たる家族の負担軽減と福祉増進を図ることを目的に手当を支給します。対象者は期限までに申請書を提出してください。

【対象者】 次のいずれかに該当する方で、排便に際して全面介助を必要とする者

- ① 65歳以上の寝たきり老人
- ② 身体障害者手帳の1級、2級
- ③ 療育手帳A

【申請先】 保健福祉課福祉係
(申請書は福祉係にあります。印鑑持参。)

【申請期限】 八月二十三日(金)

金婚のご夫婦は お申し出 ください!

町では今年も、金婚を迎えられたご夫婦に、その長寿と夫婦円満をお祝いして、記念品等を贈呈いたします。

該当されるご夫婦は、八月十

二日(月)まで保健福祉課福祉係へお知らせください。(☎381-3111 内線三三・三四)

【該当資格】 昭和二十一年四月一日から昭和二十二年三月三十一日の間に婚姻届出をされたご夫婦。

【式典】 敬老会式典において表彰いたします。

原爆死没者の慰霊 平和祈念の 黙とうについて

今年、原爆被爆五十一年を迎えるにあたり、広島市、長崎市において原爆死没者の霊を慰め、併せて世界恒久平和の確立を祈念するため式典が行なわれます。

広島市では八月六日の原爆投下時刻午前八時十五分に、長崎市では八月九日午前十一時二分に、平和の鐘を合図に一分間の黙とうを捧げます。

町民の皆様にも、平和を祈念し、黙とうをお願いいたします。

8月15日正午には 黙とうを!

— 全国戦没者追悼式 —
終戦記念日の八月十五日「戦没者を追悼し平和を記念する日」

国民年金の手続きをお忘れなく

受講してみませんか。この講習会を受講された方は、救命講習修了証を発行します。

国内に住む二十歳以上六十歳未満の人はすべて国民年金に入りますが(ただし厚生年金、共済年金の加入者を除く)その時々手続きを忘れると将来、年金が受けられない場合がありますので、届出は住民係の窓口で必ず行いましょう。

- ① 二十歳になったとき
資格取得届(ただし厚生年金共済組合の加入者を除く)
- ② 就職したとき
本人↓資格喪失届
扶養されている配偶者↓種別変更届(第三号被保険者該当届)
- ③ 退職したとき
本人↓資格取得届
扶養されている配偶者↓種別変更届(第三号被保険者該当届)
- ④ 転職したとき
扶養されている配偶者↓種別変更届
扶養されていない配偶者↓種別変更届
- ⑤ 結婚、減収等で厚生年金、共済組合の加入者の扶養になったとき

働きたい女性のための ワープロ技術講習会

とし、政府主催による全国戦没者追悼式が東京で行なわれます。十五日の正午には、町民の皆様それぞれの職場、又は家庭において一分間の黙とうをお願いします。

10月3日から11月22日まで。新津市の新津技芸専門学校にて。

対象は、就業を希望する女性(主として家庭の主婦等)で定員20人、月・水・金又は火・木・土の午前9時30分から午後3時30分。受講料は無料。

ただし教材費3千円程度負担。申込みは9月2日(月)から9月18日(水)まで。

新津技芸専門学校
新津市本町4-10-8 電話0250-23-0329へ
来所、申込用紙に記入。

応急手当普及講習会のお知らせ

消防署では、応急手当の講習会を左記のとおり開催いたします。いざという時のために職場やグループあるいは友人同志で

- ・ 扶養されている配偶者↓種別変更届(第三号被保険者該当届)
- ⑥ 離婚、増収等で厚生年金、共済組合の加入者の扶養からはずされたとき
扶養されていた配偶者↓種別変更届
- ⑦ 住所が変わったとき
本人↓住所変更届
扶養されている配偶者↓住所変更届

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている皆さんへ

◎児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給を受けている方は、現況届・所得状況届を、9月10日(火)までに保険福祉課福祉係の窓口へ提出してください。(用紙は個人通知致します)

◎提出がない場合、手当の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

▼詳しくは、保険福祉課福祉係の窓口まで



健康相談

母子手帳発行日のお知らせ

妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。

日時 8月5日(月)・12日(月)・19日(月) 26日(月)
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 役場保健センター
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。(印鑑を持参してください。)

補聴器

巡回相談

専門の補聴器相談員が、無料でご相談に応じます。お気軽においでください。

▼新潟リオン
時間 午後1時～1時30分まで
相談日 8月5日(月)・19日(月) 26日(月)

▼キコ工補聴器
時間 午後3時30分～4時まで
相談日 8月7日(水)・21日(水)

〈会場〉
いずれも、役場保健センターロビー

心配ごと相談

8月の相談日

場所 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分
6日(火) 佐藤二三雄・荒木 幸平
20日(火) 吉田 吉平・木村敬三郎
27日(火) 本望 清策・斎藤 一策
※相談は無料、秘密厳守。

無料

法律相談

相談日 8月28日(水)
時間 午前9時30分～12時まで
会場 役場 保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(381-3111番内線37番)でお願ひします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

行政相談

国、地方公共団体が行う行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。
相談日 8月9日(金)
時間 午前9時～11時まで
場所 役場 保健指導室(二階)
相談員 伊藤 正人 行政相談員

幼児の医療費助成事業開始のお知らせ

小須戸町では、平成8年8月1日より、従来の乳児の医療費助成事業に加えて、安心して子どもを産み育てる環境整備の一環として、1歳児を対象とした医療費の助成を行います。ただし、所得により、対象とならない世帯があります。

- ◎事業の内容
(1) 対象年齢 1歳児
(2) 補助対象 入院
(3) 所得制限 生活福祉資金制度準用
平成8年度基準額は、下記の表のとおりです。

世帯人員(人) (子どもを含む)	2	3	4	5	6
年間所得額(千円)	2,760	3,384	4,248	5,160	5,832

- (4) 一部負担額 1日につき710円
(5) 助成方法 医療機関に自己負担額を支払った後、小須戸町から助成します。

*問い合わせ 小須戸町役場 保健衛生係 (☎38-3111 内線31・32)